

平成 28 年 3 月 24 日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠 田 和 夫
第一業務部
部長 益 本 納

農業委員会等に関する法律の改正に伴う行政書士の農業委員への登用について（お願い）

「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案」が平成 27 年 8 月 28 日に成立し、同年 9 月 4 に公布（平成 27 年法律第 63 号）されたことにより、「農業委員会等に関する法律（以下、「農業委員会法」という。）」の改正が行われ、農業委員の選出方法が公選制から市町村長による任命性へ変更されましたことは、平成 27 年 12 月 28 日付・日行連発第 1000 号文書においてご案内したとおりです。

行政書士についても農業委員への登用の可能性があることから、各単位会におかれましては、登用に向けて積極的な働きかけを行っていただいているところと存じますが、任命に際しては、改正農業委員会法第 8 条第 6 項において、「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」と明記され、中立的立場から公正な判断ができる者を選出するよう求められております。このことについて、下記のとおり、お知らせいたしますので、所属会員に対し周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 登用に係る活動について

行政書士は農地転用手続きの代理・代行業務を通じて、農業委員会が所掌する事項について密接な関わりを有することから、上記「利害関係」を有する者に該当するのではないかと憂慮するところがあるかと思われませんが、登用する際の判断基準については具体的に示されておりませんので、支障なく行っていただくことができると及び各単位会が推薦団体となることについても特段問題ない旨の見解を農林水産省担当者より伺っております。

2. 登用後の農業委員会の議事参与について

農地転用許可申請書の作成を代理した場合には議事参与が制限され、代行した場合には制限をうけない（ただし、許可が得られたか否かにより報酬額に差がある場合等においては、議事の公正を確保する観点から議事参与を制限される場合あり。）というように、利害関係人であるか否かにより議事参与の制限の有無に差が出てくることとなります。詳細につきましては、農林水産省担当者よりご教示いただいた以下の参考書籍（89 頁）を御参照いただきますようお願い申し上げます。

なお、中立的立場から公正な判断ができる者であるかどうかの最終的な判断については、各市町村長の裁量に委ねられておりますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

【参考書籍】Q&A こんなときどうする？ 五訂 農業委員会の運営実務（発行 全国農業会議所）

以上